

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和六年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和六年九月十四日

2 登録番号

三十

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社田島屋

2 代表者の氏名

田島 真介

3 主たる事務所の所在地

世羅郡世羅町大字西上原五七二番地の一

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査の種類
田島 真介	玄米
近廣 紀考	玄米